

事務連絡
令和5年3月20日

鳩山町立小・中学校保護者 各位

鳩山町教育委員会
教育長 関口 充

学校給食費の減免について

鳩山町学校給食事業の実施につきまして、保護者の方々には日頃よりご理解をいただき感謝申し上げます。

鳩山町では、昨今の様々な価格高騰に伴う児童・生徒の保護者に対する町独自の家計援助対策といたしまして、令和5年度の毎月の給食費について『2,000円の減免』を実施いたします。（詳細については下記表をご覧ください。）

今後につきましても、学校給食の質を落とすことなく、安全・安心かつ栄養価の摂れる楽しい学校給食の提供を心がける所存ですので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

◆給食費1ヶ月分の金額

| | 現行の金額 | 減免後の金額 (令和5年4月以降) |
|-----|-----------------------------|-----------------------------|
| 小学校 | 4,200円 ※小学1年生は4月のみ2,100円 | 2,200円 ※小学1年生は4月のみ1,100円 |
| 中学校 | 5,000円 ※中学3年生は3月のみ2,500円 | 3,000円 ※中学3年生は3月のみ1,500円 |

※ 給食費の集金方法は変わりません。従来どおり学校ごとに集金します。

※ 給食費は食材の購入のみに使われます。（人件費、光熱水費、施設維持管理費等は町の負担）

※ 給食費の未納対応等は町教育委員会も対応します。支払い忘れの無いようご注意ください。



担当 鳩山町立学校給食センター
鳩山町楓ヶ丘4-30-1
TEL 049-296-0311